

◎令和 7 年度高度 IT 人材(データサイエンティスト)育成業務受託者公募に関する説明書

令和 7 年 5 月 13 日に公告した令和 7 年度高度 IT 人材(データサイエンティスト) 育成業務委託に係る受託者公募及び契約の締結等に当たり必要な手続等については、関係法令によるもののほか、この説明書によるものとする。

令和 7 年 5 月 13 日

1 委託業務の概要

(1) 委託業務の内容

別添「令和 7 年度高度 IT 人材(データサイエンティスト) 育成業務委託仕様書」を参照すること。

(2) 委託事業の実施期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 見積限度額

16,973,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この価格は事業の規模を示すものであり、予定価格ではないので注意すること。

2 担当部局

茨城県産業戦略部産業人材育成課(担当：高木)

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3653 FAX：029-301-3669

電子メール：rousei4@pref.ibaraki.lg.jp

3 応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項(平成 8 年茨城県告示第 254 号)に基づく物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〈申請書の入手、提出及び問い合わせ先〉

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875(直通)

- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

- 及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札への参加制限を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 本事業と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。
- (7) 申請事項に疑義が生じた場合、県が実施する調査に協力すること。

4 公募にかかる質問受付及び回答

(1) 質問受付期間

公告の日から令和 7 年 5 月 20 日（火）午後 3 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

(2) 質問受付先

上記 2 の担当部局に同じ。

(3) 質問方法

「企画提案の公募に関する質問書」（様式 1）を作成の上、持参、FAX 又は電子メールのいずれかの方法により送付すること。

なお、FAX 又は電子メールによる場合は、送付後速やかに担当部局に対し電話により到達確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問ごとに随時、質問者に対し、FAX 又は電子メールにより回答する。

なお、回答書の記載事項は、本説明書の追加又は修正とみなす。

また、企画提案書の審査に係る質問には回答しない。

5 応募方法

(1) 応募書類

ア 企画提案応募申請書（様式 2）

イ 応募資格の要件をすべて満たす旨の宣誓書（様式 3）

ウ 企画提案書（任意様式。ただし A 4 版により作成すること）

仕様書の内容を踏まえたうえで、以下の内容を有する企画案を提示すること。

提案項目	提案事項
1 業務の基本方針	・業務の目的・内容の理解、実施方針
2 実施体制	・業務を遂行する組織・人員体制
3 実施計画	・業務の具体的な実施計画案
4 実施内容	・講座の内容、スケジュール

	・実施方法（リモート、実地等） ・募集、広報 ・受講料 ・受講希望者への事前説明、過年度受講者へのフォロー ・受講後のフォローアップ ・途中離脱者の対策 ・講義内容に関するフォロー（不明点のアドバイス等）
5 業務実績	・過去の同種または類似業務の実績

※審査の公平を期すため、企画提案書すべてに、参加者の名称を記入しないこと。

※実施体制等には参加者名を「当社」等と記載し、法人等名は記載しないこと。

エ 法人等の概要（様式4）

オ 経費見積書（様式5）

※審査の公平を期すため、経費見積書に、参加者の名称を記入しないこと。

（2）提出期限

令和7年5月28日（水）午後5時（必着）

（3）提出方法

電子メール、持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便等の配送の記録が分かる方法に限る。）により提出すること。

（4）提出先

上記2の担当部局に同じ

（5）提出部数

各一部

（6）留意事項

- ・企画提案は、一法人等につき1件とします。
- ・提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ・提出された書類の内容は変更することができません。
- ・提出された書類等は返却しません。
- ・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出してください。
- ・採択された企画提案書の著作権は茨城県産業戦略部産業人材育成課に帰属します。

6 審査方法及び評価項目

（1）審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価項目について総合的に審査し、提案内容のプレゼンテーションを求めたうえで、受託候補者を選定する。採否については、決定後速やかに通知する。

※プレゼンテーションについて

ア 実施日 令和7年6月4日（水）

イ 実施方法

- ・プレゼンテーションは、原則として県が WebEx Meetings を用いて主催するが、他のツールを使用する必要がある場合は、各社で設定等を行い、会議 ID 等を上記 2 の担当部局に事前に連絡すること。
- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- ・持ち時間は 20 分以内（時間厳守）とし、プレゼンテーション終了後の質疑応答時間は 15 分以内（時間厳守）とする。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

実施体制	・業務の目的を十分に理解しているか。 ・事業スケジュールは無理なく、実施可能なものとなっているか。 ・業務が遂行可能な人員体制が確保されているか。
事業実施	・的確性（仕様書等記載の項目を踏まえた提案であるか） ・実現性（業務の目的達成に十分な実施体制、計画、教材であるか） ・独創性（知識や技術を定着させるための工夫がされているものであるか） ・発展性（更に高度な内容を学ぶための素地が作られるものであるか）
業務実績	・同種または類似業務の実績は十分か。
経費妥当性	・見積額は予算額以内であり、経費の積算は明確で適正か。

7 受託候補者選定後の手続き

(1) 事業計画書の提出

受託候補者として選定された旨の通知を受けた者（以下「受託候補者」という。）は、受託期間中に実施する事業の計画を記載した事業計画書及び見積書を県に提出し、県の承認を得ることとします。

なお、県は、事業計画書の承認にあたっては、既に提出された企画提案書等の内容を基本としますが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、受託候補者との協議により、企画提案書の内容を一部変更した上で、事業計画書の再提出を求めることがあります。この場合において、受託候補者との協議が整わなかった場合は、当該計画書は不承認とし、次点者と協議を行うものとします。

(2) 契約手続き

ア 契約書の締結

県は、(1)において提出された事業計画書を承認し、受託候補者から徴した見積書の額が、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号）第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の範囲内であることを確認したときは、同規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わします。

イ 契約保証金

当該業務の契約に際しては、受託者は契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければなりません。ただし、茨城県財務規則第 138 条第 2 項第

6号に該当すると認める場合（※）は契約保証金を免除します。

※随意契約で、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

ウ 委託金の支払

委託金は原則として業務終了後の精算払いとなります。ただし、所定の手続きの上委託金の概算払を認める場合があります。

8 その他留意事項

（１）書類等の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）提出された企画提案書については、後日ヒアリングを行うことがある。

（３）企画提案書の作成及び提出に関する費用は、応募者の負担とする。また、提出された企画提案書は、返却しない。

（４）企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

（５）提出期限後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。